

電波監理審議会 有効利用評価部会（第40回） 議事録

1 日時

令和6年12月25日（水） 16：00～17：55

2 場所

総務省10階1001会議室及びWeb会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

林 秀弥（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）

(2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、若林 亜理砂

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

荻原 直彦（電波部長）

佐藤 輝彦（電波部移動通信課移動通信企画官）

(4) 事務局

吉田 恭子（総合通信基盤局総務課長）

宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

1. 開	会		1
2. 議	事		
(1)	4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための開 設計画の認定		2
(2)	令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価（定量評 価・移行計画・定性評価）		7
(3)	令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る今後の検討課題		7
(4)	令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度 の評価結果（案）		7
3. 閉	会		7

開 会

○林部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから電波監理審議会有効利用評価部会の第40回会合を開催いたします。皆様、お忙しいところお集まりくださいましてありがとうございます。本日の部会は、私は対面で参っておりますが、WEBによるハイブリッド開催ということにさせていただきます。

本日の有効利用評価部会は、電波監理審議会委員の笹瀬会長と私、両名が出席しておりますので、電波監理審議会令第3条に基づく定足数を満たしております。

なお、本日は、先ほど御案内がございましたように、中野特別委員が御所用により御欠席となります。

議事に先立ちまして、本日の資料及び議事録の取扱いにつきまして、構成員の皆様方にお諮りしたいと思います。本日の資料につきましては、資料40-1及び参考資料40-1を除き、免許人からの追加回答や先日行ったヒアリングに基づく内容、またインフラシェアリング事業者からの提供資料について、免許人等の権利もしくは利益に支障を及ぼすおそれがあることから、電波監理審議会決定第2号に基づきまして公表は控えたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○林部会長 ありがとうございます。それでは、本日の議論に関する資料及び議事録の一部を非公表といたします。議事録につきましては、後日事務局において公表情報を特定いただきまして、構成員の皆様方に御確認をお願いいたします。

議 事

(1) 4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための開設計画の認定

○林部会長 それでは、早速ですが議事を進めてまいります。議事の(1)につきましては、総務省からの御説明を予定しておりますので、事務局におかれましては、総務省関係者の皆様に入室するよう御連絡をお願いいたします。

○宮良幹事 事務局でございます。承知いたしました。入室までしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

事務局でございます。総務省関係者の入室を確認いたしましたので、林部会長におかれましては、議事の進行をお願い申し上げます。

○林部会長 承知いたしました。

それでは、議事を進めてまいります。議事の(1) 4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定につきまして、移動通信課の佐藤企画官より御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○佐藤企画官 移動通信課の佐藤でございます。それでは、資料40-1に基づきまして、4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定について御説明をさせていただきます。

1ページ目をおめくりください。4.9GHz帯の割当てに向けまして、本年9月30日から10月30日までの間、開設計画の申請受付を行ったところ、ソフトバンク株式会社1者から申請があったということでございます。

計画の概要は次のページ、2ページ目の記載のとおりでございます。計画の

概要につきましては、後ほど審査結果と併せて、御説明をしたいと思いますので、

3 ページ目と 4 ページ目になります。今回は 1 者申請ということでありまして、絶対審査基準に対応した形で開設計画のポイントをまとめております。

まず、①のエリア展開につきましては、絶対審査基準においては、認定から 12 年後の年度末までに、全国の展開率を 80%以上とすることとなっておりますが、提出された計画によれば 100%となっております。

また、⑤の周波数の経済的価値につきましては、絶対審査基準におきましては、特定基地局開設料が年 17 億円以上になっておりましたが、計画では年 48 億円、認定期間は 16 年なので総額 768 億円となっております。

また、⑥の財務につきましては、計画では、事業により生み出されるキャッシュフロー及び自己資金を充当することとしておりまして、令和 5 年度末時点で 0.7 兆円の利益剰余金を保有、営業損益はいずれの年度も黒字の見込みとなっております。

次のページに行っていただきまして、⑧から⑩の終了促進措置につきましては、絶対審査基準におきましては、既存無線局の移行に最低限必要な金額 740 億円を確保できること、周波数移行や透明性確保に関する基準に従った計画を有することとなっておりますところ、計画では、終了促進措置に係る負担可能額は 1,440 億円となっているほか、その他の項目につきましても、審査基準にのっとり内容になっていると考えております。

その他、設備、コンプライアンス、サービス、混信対策、オープン化等の項目につきましても、審査基準にのっとり内容になっていると考えております。

5 ページ目になります。審査の結果、申請された計画につきましては、開設指針に定める絶対審査基準に適合していると認められるため、今月 13 日、ソフトバンク株式会社に対し、4.9 GHz 帯の周波数を指定して、条件を付した上

で開設計画の認定を行ったところでございます。

6 ページ目になります。こちらが、認定に当たって付した条件になります。
全部で8項目ございます。

1 点目になります。今回の4.9GHz帯は5G専用割り当てられる周波数であることから、その特性を十分に活用し、高速・大容量をはじめとする5Gの特徴を生かしたサービスの広範かつ着実な普及に努めるとともに、終了促進措置等が完了した地域から、速やかにサービスの展開を図ることを条件としております。

2 点目でございます。今回割り当てる4.9GHz帯につきましては、多数の既存免許人が多様な用途で無線システムを利用していることから、終了促進措置の実施に当たっては、対象免許人等との間で丁寧かつ十分な合意形成を図ること等を条件としております。

3 点目でございます。令和6年能登半島地震等を踏まえて、電気通信設備の安全性・信頼性の向上に努めるとともに、特に基地局の停電対策のさらなる強化、予備の電気通信回線の設置を積極的に進めることを条件としております。

4 点目でございます。不感地域における基地局の着実な開設に努めることを条件としております。

以下、これらの項目に加えまして、サイバーセキュリティ対策、MVNO事業者に対する電気通信設備の接続や卸電気通信役務の提供、利用者料金の設定、混信防止対策について条件を付しております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○林部会長 佐藤企画官、どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等、頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

順番に聞いてまいります。笹瀬部会長代理、いかがでしょうか。

○笹瀬代理 適切だと思います。特に問題ございません。よろしくお願いします。

○林部会長 ありがとうございます。

池永特別委員、いかがでしょうか。

○池永特別委員 特に問題ないと思います。御説明ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。

石山特別委員いかがでしょうか。

○石山特別委員 適切であると思います。

以上です。

○林部会長 承知しました。ありがとうございます。

眞田特別委員、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 特にコメントはございません。御説明ありがとうございます。

○林部会長 承知しました。ありがとうございます。

若林特別委員、いかがでしょうか。

○若林特別委員 御説明ありがとうございます。1点質問がございます。最後に、条件の付与について御説明をいただいたのですが、このような割当ての際に、こういう条件がつくというのは一般的なののでしょうか。あるいは、今回特別な点というのはございますでしょうか。お教えいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤企画官 今、御回答したほうがよろしいでしょうか。

○林部会長 お願いできますでしょうか。

○佐藤企画官 はい。御質問ありがとうございます。これまでの携帯電話の周波数の割当てにおきましても、こうした認定に当たっては条件を付しております。今回付与した条件につきましても、おおむねこれまでに付した条件にのった内容になっております。

ただ、今回につきましては、例えば1点目にあるとおり、5G専用の周波数帯でございますので、そういったところをしっかりと普及させるようにということとでありますとか、また2点目にあるように、今回、多数の既存免許人がおられるということですので、円滑に移行がなされるようにということで、こうした点については、少し丁寧な書きぶりとさせていただいております。

また、3点目につきましても、今回、能登半島地震で、やはり基地局の強靱化の重要性というのが改めて認識されたところですので、もともと安全性・信頼性の向上に努めるということは、これまでの割当てでも条件として付しておりましたが、今回、特に停電対策でありますとか、また予備の電気通信回線設備の設置といったところをしっかりと進めるようにというところは、特出しをして記載をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○若林特別委員　ありがとうございます。よく分かりました。

○林部会長　ありがとうございます。

ほかに質問、御意見等、よろしゅうございますか。

それでは、この条件の履行も含めて、ソフトバンクには、開設計画の円滑かつ着実な履行に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

佐藤企画官、御説明いただきましてどうもありがとうございました。

○佐藤企画官　承知いたしました。ありがとうございました。

○林部会長　それでは、本件についてはこれにて終了といたしまして、この後は評価結果に関する議論を行いますので、事務局におかれましては、総務省関係者の御退席の御対応をお願いいたします。

○宮良幹事　事務局でございます。それでは、総務省の関係者の方におかれましては、御退席をお願い申し上げます。

お待たせいたしました。総務省の関係者の退室が完了いたしましたので、御

報告いたします。林部会長、議事の再開をお願い申し上げます。

(2) 令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価（定量評価・移行計画・定性評価）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

(3) 令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る今後の検討課題

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

(4) 令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

閉 会

○林部会長 本日の議事は以上でございますが、事務局から最後に事務連絡はございますでしょうか。

○宮良幹事 事務局でございます。3点御連絡いたします。

1点目、追加の修正等の御意見につきましては、非常に短期間で、また年末のお忙しい折に恐縮でございますが、本年内、27日金曜日までに事務局まで頂戴できますと大変幸いです。

2点目につきまして、本日頂戴いたしました御指摘を踏まえた修正案につきましても、年内には先生方に御確認のお願いのメールを差し上げたいと思います。年末年始を挟む形での確認をお願いするような形となるかと存じますが、

どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後、3 点目でございます。次回の部会につきましては、年明け 1 月 22 日、水曜日 16 時からを予定させていただいております。

以上でございます。

○林部会長 ありがとうございます。短期間での御確認をお願いすることになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

次回部会は、先ほど御案内がありましたように、1 月 22 日、水曜日の 16 時からを予定しております。今回は、有効利用評価方針の改定に向けた御審議をお願いしたいと存じますので、引き続き、先生方におかれましては御助力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の有効利用評価部会を閉会いたします。本日もどうもありがとうございました。年の瀬のクリスマスの時期にもかかわらず、闊達な御審議をいただきましてありがとうございます。よいお年をお迎えください。ありがとうございました。